

H23企業等農業参入実践活動支援事業概要

目的 企業等が持つ販売力や資本、経営ノウハウ等を活かし、本県農業の活性化と多様な担い手の確保を図るため、具体的な農業参入実践計画を有する意欲ある企業等に対し、初期投資経費の一部を助成し、企業等の農業への参入を支援する、

	新規参入促進タイプ	新規参入経営発展タイプ
事業内容	○新規に農業参入するにあたって必要となる取組みに対する支援(ソフト)	○農業に参入した企業等が、規模拡大や経営発展を図るうえで必要となる取組みに対する支援(ソフト)
事業実施主体	○新たに農業に参入する農業以外の業を営む企業 ○農業以外の業を営む企業が、農業に参入するために新たに県内に設立した農業生産法人等 ○その他、新たに農業に参入する法人で知事が特に認める法人(NPO法人等) ※新規参入促進タイプについては参入後概ね1年以内の企業等、又は参入が確実で事業着手後一定期間内(原則6か月以内)に営農を開始する企業等 ※新規参入経営発展タイプについては参入後概ね5年以内の企業等	
助成対象活動(経費)	○栽培技術習得のための研修、農地・機械等のリース(初年度のみ)、初期生産資材(種苗、農薬、肥料等)購入、土壌分析診断等	○作付面積の拡大(現状の2割以上)、作型、出荷期間の拡大、品質安定のための施設化、新規作物の導入等 ○出荷包装資材・商品デザイン試作、見本市への出展等の販売力強化、商品の高付加価値化のための専門家活用等
助成率	事業費の1/2以内	
助成上限	(助成上限額 2,000千円以内)	
事業認定要件	(共通要件) ○県・市町村が推進する各種施策との整合がとれていること ○農業生産額向上や耕作放棄地発生防止、雇用確保等、地域農業・経済の発展に効果があり、事業目標達成が見込まれること ○経営管理も含め事業目標の達成に向けた実施体制が整っていること ○活用農地が農地法・基盤強化法等に基づき適正に確保・利用されること ○事業実施にあたって補助残・運転資金等必要な資金が確保されていること ○事業内容・実施方法等について市町村・関係機関との十分な協議がなされ、参入後も関係機関が連携して支援できる体制がとれる見込みであること 等	
	(個別要件) ○新規に農業参入する企業等の意欲的な取組であること	(個別要件) ○農業参入企業の経営規模拡大、経営発展に繋がる意欲的な取組みであること
事業実施期間	平成21年度～平成23年度	